

## 長期優良住宅の認定に係る技術的審査料金

【区分の範囲】 法第6条第1項のうち第3号を除く第1項第1号から第5号口まで  
(長期使用構造等評価+住戸面積・維持保全計画・資金計画)

10% 税込金額(税抜金額)[単位:円]

戸建・共同住宅の別 審査依頼の種別		一戸建の住宅	共同住宅等 (M : 戸数)
		税込 ( 税抜 )	税込 ( 税抜 )
当センターに設計住宅性能評価申請と同時に申請をする場合	型式認定・製造者認証	5,500 ( 5,000 )	5,500 + 1,100 × M ( 5,000 + 1,000 × M )
	上記以外	5,500 ( 5,000 )	5,500 + 2,200 × M ( 5,000 + 2,000 × M )
単独で申請をする場合	型式認定・製造者認証	31,900 ( 29,000 )	49,500 + 5,500 × M ( 45,000 + 5,000 × M )
	上記以外	46,200 ( 42,000 )	66,000 + 13,200 × M ( 60,000 + 12,000 × M )

\* 併用住宅は、共同住宅等の料金とする

\* 計画変更の場合は、それぞれの金額の2分の1とする。(1,000円未満切捨て)

\* 適合書再交付の料金は1件あたり3,300円(税込)とする。